

# 令和8年2月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月9日(月) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (所有権移転)

第3 報告第1号 令和8年1月総会審議案件の変更について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第5号 農地所有適格法人要件の確認について

## 4. 会議に出席した委員 (24名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

## 5. 会議に欠席した委員 (0名)

## 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

事務局長 横尾 憲保  
農地係長 上野 智哉  
書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案4件、報告5件でございます。  
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。  
よって、令和8年2月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、15番委員、16番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。  
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、光行地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、三沢地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、三沢地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号4は2ページと3ページにまたがります。井上地内の田2筆、上岩田地内の畑7筆、松崎地内の畑8筆、下岩田地内の畑5筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人と譲受人は親子関係で、親から子へ譲渡されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただいたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

4番委員

4番委員：

番号4について伺います。

親子関係の贈与で、備考欄に無償となっています。贈与税はだいたい年間100万円だと思えますが、農業委員会が無償と認めれば贈与税がかからないことはあるのですか。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

この案件では、農地法3条による所有権移転で、その移転に係る費用が無償であるという申請を審査していただきます。

農地の贈与税は、農地の固定資産評価額をもとに価格が決められますが、無償での所有権移転を農業委員会が許可をしても、贈与税がかからないことはないと思います。

議長：

よろしいですか。

他にありませんか。

他にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、原案のとおり許可することと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、古飯地内の畑1筆です。

敷地の拡張を行い、農業用倉庫建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

番号1は、井上地内の畑1筆です。農業用施設用地に露天駐車場を設置するため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。  
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて  
県に進達いたします。

それでは次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する  
意見について、所有権移転について、3件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委  
員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事  
項については、その議事に参与することはできないとされておしま  
す。

よって、11番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見  
について、所有権移転について3件を説明いたします。  
議案書6ページをお願いします。

番号1は八坂地内の田7筆です。

(位置図で場所の説明)

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

番号2は下岩田地内の田1筆です。

(位置図で場所の説明)

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

議案書7ページ、番号3は上西鯉坂地内の田1筆です。

(位置図で場所の説明)

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会代表：

ご報告いたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって議案第4号は原案どおり承認されました。

それでは退室した委員の入室を許可します。



(入室案内)

[日程第3 報告事項]

議長：

これより報告事項に入ります。  
報告事項5件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、令和8年1月総会審議案件の変更につきまして報告いたします。

議案書は8ページと9ページをご覧ください。

8ページの右上に四角囲み「変更前」としてありますが、先月の総会で審議していただきました内容です。

表の中央部分に「権利」という項目がありますが、ここにありますように「使用貸借」で一般個人住宅を建設するという5条の転用案件でした。

9ページの右上に四角囲み「変更後」では、「権利」の項目が「所有権移転」に変更となりました。

市街化調整区域に一般個人住宅を建設する際に所有権移転でないと建てられないことが農業委員会総会後に判明したそうです。

許可権者である県（農林事務所）と協議し、権利の移動の変更ということを受けて、農地転用の許可が出されるとのことでした。

委員の皆さんには、この案件の権利について変更があったことについての報告となります。

続きまして報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

番号1は、八坂地内の田1筆、下西鯉坂地内の田1筆です。  
貸人の都合により合意解約されたものです。

番号2は、吹上地内の畑1筆です。  
売買のため合意解約されたものです。

番号3は、下西鯉坂地内の田1筆です。  
貸人の都合により合意解約されたものです。

議案書は11ページ。  
番号4は、上西鯉坂地内の田1筆です。  
売買のため合意解約されたものです。

番号5は、光行地内の田1筆です。  
貸人の都合により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件を報告いたします。  
議案書12ページをご覧ください。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。  
露天駐車場のため届出が出されています。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件を報告いたします。  
議案書13ページをご覧ください。

番号1は、稲吉地内の畑1筆です。  
集合住宅の建設のため届出が出されています。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。  
報告第5号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、

農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、2団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、15ページ・16ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、2団体とも全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項5件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和8年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和8年2月9日（月） 午後2時36分閉会

小郡市農業委員会

議長 天本 正幸 ㊟

署名委員 15番 赤川 敏彦 ㊟

署名委員 16番 大中 寛敏 ㊟